

## 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和 2 年 7 月 2 5 日  
宮 崎 県 教 育 委 員 会

県内における新規感染者の増加等を鑑み、宮崎県教育委員会としては、以下のとおり対応する。

### ◎ 今後の対応

西都市・児湯郡圏域の県立高等学校（妻高校、高鍋高校、高鍋農業高校、都農高校）及び特別支援学校（児湯るびなす支援学校）については、下記のとおり対応する。

- 児湯るびなす支援学校については、全学年、7月27日（月）から8月2日（日）まで臨時休業とする。
- 県立高等学校の1、2年生については、7月27日（月）から8月2日（日）まで臨時休業とする。
- 県立高等学校の3年生については、感染拡大防止策（分散登校、少人数指導等）を徹底の上、教育活動を実施する。
- 部活動については、全学年、7月27日（月）から8月2日（日）まで中止とする。

#### （1）西都市・児湯郡圏域の県立高等学校（1、2年生）及び児湯るびなす支援学校について

- 臨時休業にあたり、夏休み期間中の過ごし方の説明など、児童生徒の登校が必要な場合は、学校長の判断で必要最小限の登校日を設定することができる。

#### （2）西都市・児湯郡圏域の県立高等学校（3年生）について

- 「3つの条件」が同時に重なることを回避するために、時差登校や分散登校、少人数指導等を計画し実施すること。

※ 3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集する空間、③近距離での会話等）

- 保護者等と連携した、検温及び健康観察シート等を活用した生徒の健康管理を行うこと。なお、登校前に確認できなかった生徒については、保健室等での検温及び風邪症状の確認を行うこと。
- 保護者等に対して、下記の事項について周知すること。
  - ・ 生徒に風邪症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等）がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養させること。その場合、欠席扱いにはならないこと。
  - ・ 上記の症状以外でも、出席させることに不安がある場合は学校へ相談すること。

#### （3）児童生徒及び教職員の健康把握について

- 西都市・児湯郡圏域の県立学校については、7月25日（土）・26日（日）で、全ての児童生徒等の健康状態等を確認すること。
- 西都市・児湯郡圏域以外の県立学校については、7月25日（土）・26日（日）で、西都市・児湯郡圏域在住の児童生徒等の健康状態等を確認すること。
- PCR検査を受けた教職員及び児童生徒等を把握し、7月27日（月）までに高校教育課及び特別支援教育課に報告すること。

#### （4）その他

- 上記の対応は令和2年7月25日（土）時点のものであり、今後の国の動向や感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。
- 8月3日（月）以降の対応については、改めて7月30日（木）までに連絡を行う。